

小金井市環境啓発事業委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の環境保全に対する考え方を理解し、市民・市内事業者への環境啓発を促す提案となっているか。

2 業務の実施方法について

本市の現況や本市を取り巻く環境の変化などを把握し、業務実施に向けての考え方や手法について示されているか。

3 業務フロー及び業務遂行スケジュール

- (1) 明確な業務フローが示されているか。
- (2) 業務遂行スケジュールに無理はないか。

4 仕様書（案）に基づく企画提案内容及び優位性

- (1) 提案書は見やすく、わかりやすい作りになっているか。
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に係る企画提案があるか。
- (3) より多くの市民が参加できるような企画提案があるか。
- (4) 独自の企画提案・工夫が見られるか。

5 市民参加・協働、地域連携に関する手法

市民参加・協働及び地域連携という視点の企画・実施体制が取れているか。

6 業務実績について

事業者、業務責任者の類似業務の受託実績は適当か。

7 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。
- (2) 質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。
- (3) 提案者及び業務担当者は知識を有しているか。また、受託意欲・積極性があるか。

8 見積額について

提案内容に対してコストパフォーマンスは優れているか。

II 審査評価方法

1 1次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。ただし、公募事業者が3者に満たない場合、1次審査は実施せず、2次審査時に併せて1次審査の内容を評価します。

2 2次審査

1次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

Ⅶ 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - (4) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合